

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月28日
【事業年度】	第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 正垣 達雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長 岡田 義孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長 岡田 義孝
【縦覧に供する場所】	第一商品株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5番13号) 第一商品株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新町17番地13) 第一商品株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区葵2丁目3番15号) 第一商品株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目114番1号) 第一商品株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区楠町14番地5) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
営業収益(注2) (うち受取手数料)	(千円)	6,336,467 (5,888,709)	4,885,788 (4,602,510)	4,023,999 (3,916,736)	4,074,876 (3,955,546)	3,538,149 (3,394,152)
経常利益 又は経常損失()	(千円)	384,234	1,175,197	703,975	13,817	285,637
当期純損失()	(千円)	183,499	1,073,951	1,052,113	41,751	310,564
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150
発行済株式総数	(千株)	16,227	16,227	16,227	16,227	16,227
純資産額	(千円)	8,559,069	7,173,044	5,816,219	5,776,050	5,461,714
総資産額	(千円)	44,880,954	26,434,559	23,994,856	23,482,614	18,436,805
1株当たり純資産額	(円)	554.44	464.66	376.76	374.16	353.80
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	20.00 (-)	20.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失()	(円)	11.89	69.57	68.15	2.70	20.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	19.1	27.1	24.2	24.6	29.6
(修正自己資本比率(注4))	(%)	(30.8)	(64.4)	(71.6)	(57.3)	(74.7)
自己資本利益率	(%)	2.1	13.7	16.2	0.7	5.5
株価収益率(注5)	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向(注6)	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	985,371	912,489	25,973	6,091	27,153
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	38,560	4,460	28,598	15,039	11,067
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	318,691	321,646	322,715	16,411	7,825
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	4,064,825	2,825,405	2,500,011	2,504,075	2,480,686
従業員数	(人)	446	393	329	286	258
委託者資産保全措置率(注7)	(%)	-	-	-	-	-
純資産額規制比率(注8)	(%)	1,038.9	866.1	388.0	418.6	480.7

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
株主総利回り (%)	118.9	101.5	75.7	60.0	48.0
(比較指標・TOPIX(東証株価指数)) (%)	(128.3)	(112.0)	(125.7)	(142.7)	(132.3)
最高株価 (円)	528	547	377	278	267
最低株価 (円)	381	355	266	190	107

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る重要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = \frac{\text{純資産額}}{\text{総資産額}} \times 100$$

(委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

5. 第43期から第46期の株価収益率は、当期純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。

6. 第43期及び第44期の配当性向は当期純損失を計上しているため、第45期から第47期の配当性向は無配でありまた当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \text{委託者資産保全措置額} \div \text{保全対象財産額} \times 100$$

(商品先物取引業者である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額)

なお、第43期以降の委託者資産保全措置率は、保全対象財産額がないため記載しておりません。

8. 純資産額規制比率は、商品先物取引法の規定に基づき同施行規則の定めにより算出したものであります。

9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
昭和47年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得
昭和48年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設
昭和51年8月	商品取引啓蒙を目的とした商品取引広報センター<ピスク>を開設
昭和54年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を取得
昭和55年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置
昭和55年6月	本店を渋谷支店に移転（大阪本店は大阪支店となる）
昭和56年6月	金地金の現物売買を開始
昭和57年3月	東京金取引所（現東京商品取引所、貴金属市場）に商品取引員としての許可を取得
昭和59年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東京工業品取引所設立
昭和63年3月	総合情報センター（情報サービス部・電算部）を東京都文京区に設置
昭和63年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得
平成2年2月	本店を東京都渋谷区神泉町10番10号に移転
平成4年10月	商品ファンド法に基づく第1次許可（運用法人）を取得
平成5年12月	名古屋穀物砂糖取引所（農産物市場）に商品取引員の許可を取得 名古屋繊維取引所（綿糸・毛糸市場）会員として加入
平成7年1月	神戸ゴム取引所（天然ゴム指数市場）に商品取引員としての許可を取得
平成7年5月	関門商品取引所（農産物市場）に商品取引員としての許可を取得
平成8年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成9年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得
平成11年4月	店頭サービス部を設置し、夜11時まで営業のイレブンサービスを開始
平成12年7月	店頭外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売を開始
平成14年4月	あしたば商品株式会社を吸収合併（本社を含め、18事業所を展開）
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける
平成17年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第20号）
平成17年10月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）のホームトレード開始
平成17年12月	増資により資本金を26億9,315万円に変更
平成18年8月	当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる
平成19年8月	本店を東京都渋谷区神泉町9番1号に移転
平成19年9月	金融商品取引法施行により関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第279号）
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成28年3月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）事業の廃止による金融商品取引業の登録抹消

（注）表中の商品取引所名は当時の名称で記載しております。各取引所は統廃合が行われ、現在は、東京商品取引所並びに大阪堂島商品取引所の2箇所となっております。

3【事業の内容】

当社は、親会社、子会社及び関連会社を有しておりません。また、当社は商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであります。

1) 業務の概要

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主業務とする商品先物取引関連事業を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品先物取引法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

2) 商品先物取引の概要

商品先物取引とは、将来の一定時期に商品及びその対価の授受を約する取引であり、その約束の期日以前に「転売・買戻し」（買付けたものは転売し、売付けたものは買戻す）することにより、その差金だけを授受して取引を結了することができる取引でもあります。なお、約束の期日までに「転売・買戻し」を行わない場合には売方は現物を引渡し、買方は総代金を支払い現物を引き取って取引を結了させることも出来ます。対象となる商品は、大量取引に適し、取引が自由で需給の予想が難しく、価格変動のある、貴金属（金、銀、白金等）、石油（原油等）、ゴム（RSS3号等）、農産物（とうもろこし等）などです。

具体的には、商品先物取引の参加者（主として投機家）は、将来商品の価格が値上がりすると判断した時には商品先物取引業者を通じて市場で商品の買付けを行い、値下がりすると判断した時には売付けを行うこととなります。その後、予想どおりに商品の価格が変動した場合は将来の一定期日を待たずに、転売・買戻しを行い差金決済を行うことにより利益を得ることが出来ます（ただし、将来の価格について反対の予想をした取引参加者の場合は同人の損失となります。なお、取引の相手方が当社となる場合もあります。）。また、取引総代金3%程度（東京金の場合）の少額資金（証拠金）で取引が可能です。

かかる商品先物取引の特色から、商品先物市場においては、企業が資金の効率的運用、リスク回避の機会として利用するだけでなく、多数の一般投機家が、資金運用の対象として、少額資金で多額の利益を求めて参加するハイ・リスク、ハイ・リターンの取引が行われます。このような投機家の取引が、商品先物市場で行われる取引高の大きな割合を占めています。

取引参加者は、取引を行うことで商品先物取引業者に対して取引手数料を支払う必要があります。また、取引参加者は取引に必要な証拠金を商品先物取引業者に預託しますが、それらに関して様々な保全制度が取られております。（後述の「委託者債権の保全制度」を参照）

3) 受託業務の内容

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。

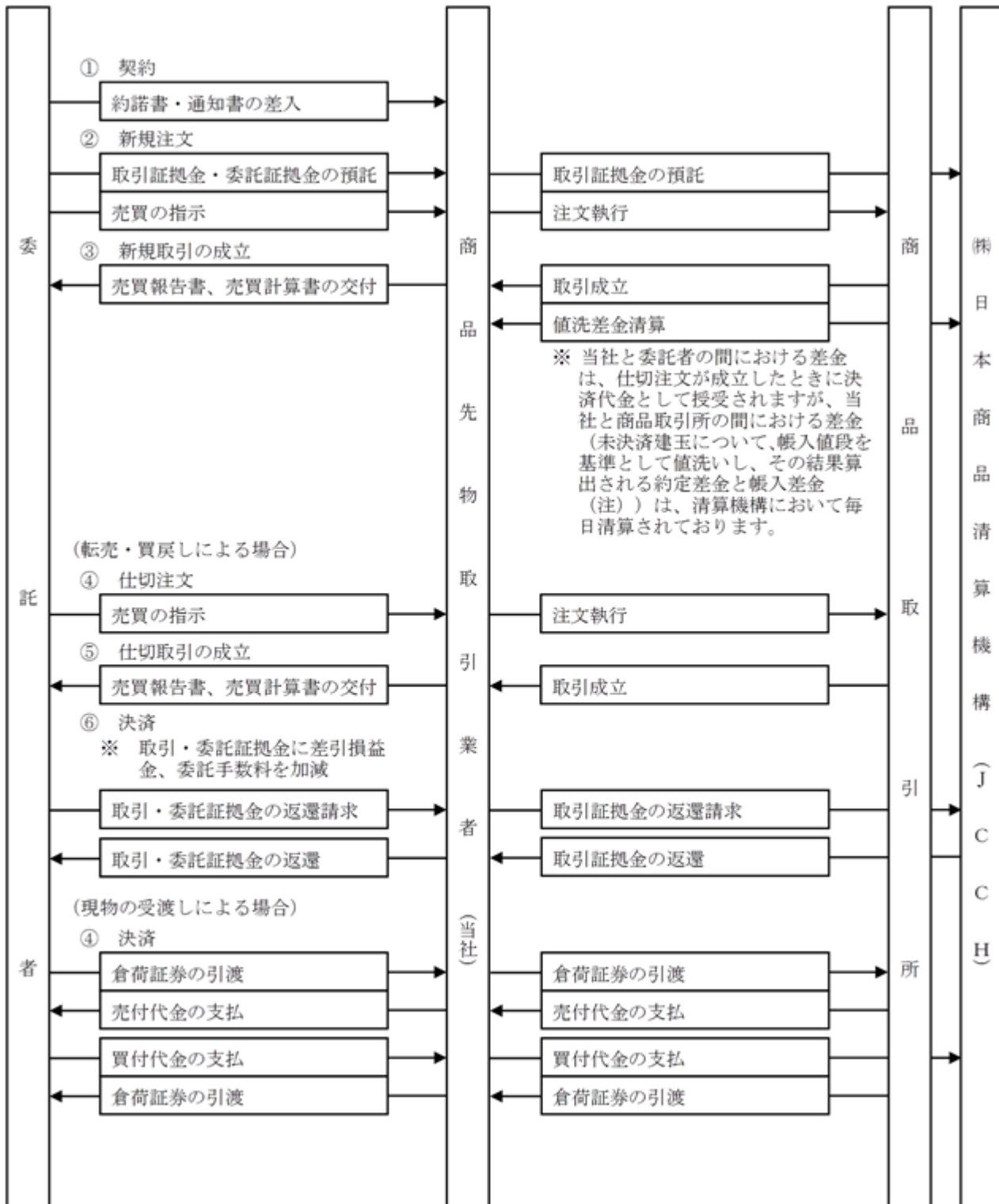
当社は、平成23年1月に施行された商品先物取引法の第190条第2項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から平成28年12月に商品先物取引業の許可更新を受けております。(許可番号：農林水産省「農林水産省指令28食産第3988号」、経済産業省「20161108商第10号」)

同法は、昭和42年の改正(昭和43年施行)により、それまでの登録制から許可制へ移行(3年間の経過措置)し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第1種・第2種の区分許可制が導入されましたが、平成17年5月施行の改正商品取引所法により第1種・第2種の区分は廃止となっております。現在では6年毎の許可更新制となっており、これにより許可業者の事業遂行体制の劣化防止ははかられております。

当社は、当社の前身であります共栄商事株式会社が昭和46年1月25日に最初の許可を取得して以来、引き続き商品先物取引業者として業務を行ってきております。

取引所名	(株)東京商品取引所	大阪堂島商品取引所
貴金属市場		
アルミニウム市場		
ゴム市場		
石油市場		
中京石油市場		
農産物・砂糖市場		
農産物市場		
砂糖市場		
農産物・飼料指数市場		
水産物市場		
主な上場商品名	金(標準、ミニ、限日)、銀、白金(標準、ミニ、限日)、パラジウム、金オプション、アルミニウム、RSS3号、TSR20号、ガソリン、灯油、軽油、原油、一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖	米国産大豆、小豆、とうもろこし、米穀、粗糖、国際穀物等指数、冷凍えび

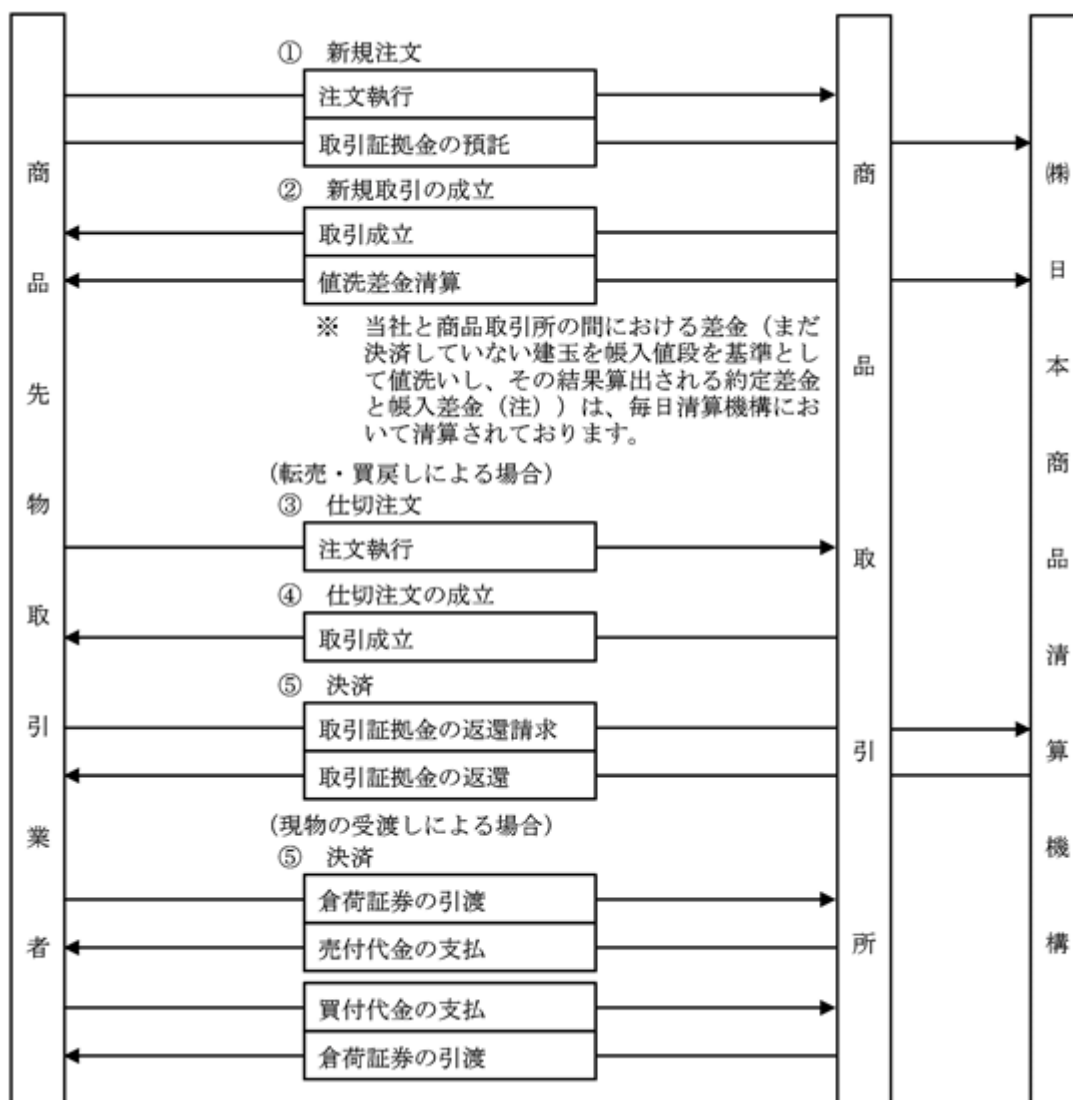
なお、受託業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



4) 自己売買業務の内容

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

なお、自己売買業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



(注) 値洗い制度

商品取引所で、営業日毎に商品別、限月別に諸計算の基準となる帳入値段が決定されます。

商品取引所は、会員がその日に取引した約定値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「約定差金」であります。）、前日の建玉についても、前日の帳入値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「帳入差金」であります。）、日々会員との間で差金の受払をしており、会員の建玉は毎日その日の帳入値段に引き直され、限月毎のすべての売買約定が単一化されております。この制度が値洗い制度であります。

値洗い制度は、商品取引所の事務上の利便さがあるほか、決済の安全確保に効果があり、我が国の全ての商品取引所で採用されております。

5) 従たる業務の内容

以下の各業務を行っております。

貴金属の現物売買

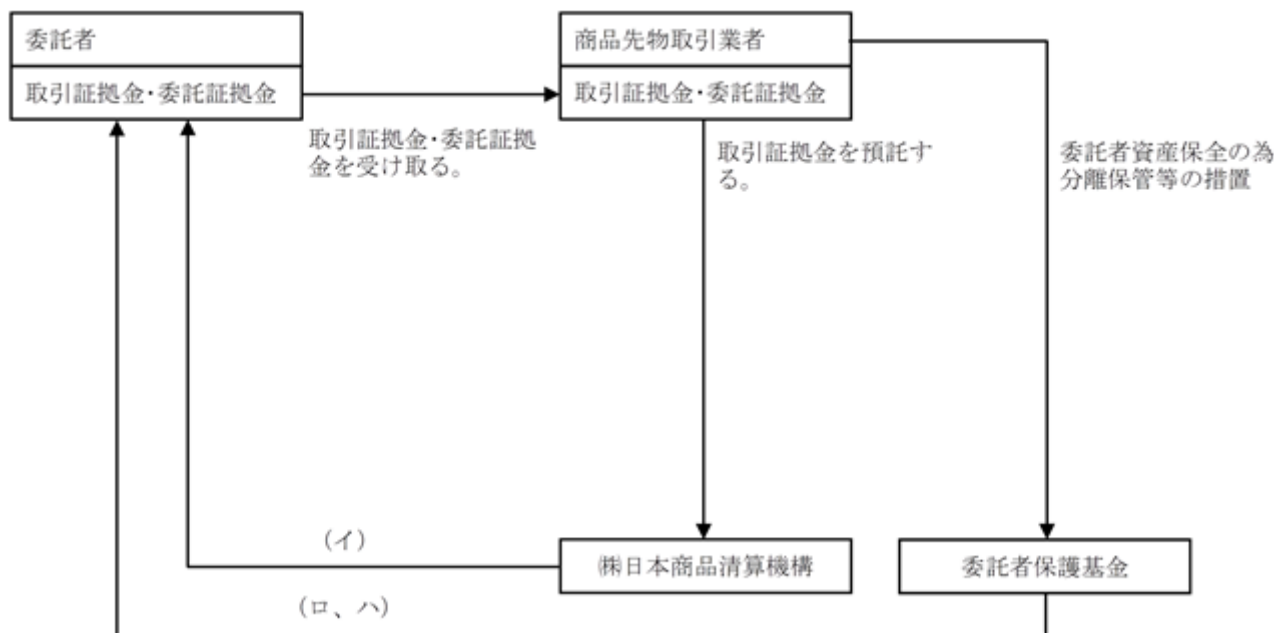
金・白金等の貴金属の現物売買を行っております。

その他

上場商品に関する情報提供等を行っております。

6) 委託者債権の保全制度

商品先物取引業者取引の担保として預託された委託者の資金（取引証拠金等）は、取引証拠金として(株)日本商品清算機構（以下、清算機構）に差し入れられるほか、商品先物取引法に定められた以下の保全措置がはかられています。



(イ) 取引証拠金制度

商品先物取引業者は、委託者が取引の担保として預託する取引証拠金を清算機構に預託することを原則としております。

また、委託者が委託証拠金として預託した場合には、商品先物取引業者は、預託を受けた額以上の取引証拠金を清算機構に預託します。

万が一、商品先物取引業者に債務不履行（違約）等が発生した場合、委託者は、清算機構に預託されている取引証拠金に対して、清算機構にその返還を直接請求することができます。

(ロ) 分離保管制度

商品先物取引業者は、委託者の資産を原則として清算機構に預託していますが、清算機構に預託されたものを控除した委託者資産を保全する為、分離保管制度の核となっている委託者保護業務を行う会員組織の法人である委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金（以下、委託者保護基金）に加入が義務付けられております。

商品先物取引業者は、委託者保護基金への預託、委託者保護基金の保証、信託、銀行保証のいずれか方法により、委託者資産の保全措置が義務付けられております。

また、委託者保護基金は、商品先物取引業者が一般委託者に対する円滑な弁済が困難と認められたものに対し1千万円を限度とする支払業務や、資金の貸付等をおこなっております。

(八) 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産は、清算機構に預託されている取引証拠金と、委託者保護基金による保全措置により全額保全されていることとなります。

しかし、商品先物取引業者が、倒産等により、委託者が取引証拠金等の債権の弁済を商品先物取引業者から受けられない事態が発生し100%弁済されなかった場合、委託者保護基金が、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うペイオフ制度を適用します。

4 【関係会社の状況】

当社は、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成31年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
258	41.5	15.8	4,699,319

(注) 1. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合はなく、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「お客さま利益を最優先とする」ことを経営方針としており、商品先物取引における的確な判断材料の提供等を重点に、お客さまへのサポート体制を強化し、信用とサービスで誠実に応え、社会的使命を全うするとともに、顧客基盤の裾野の拡大へと繋げ、社会に必要とされる企業づくりを目指しております。

当社の経営陣は、現在の事業環境及び日々変動する経済と政治の動向に迅速に対応するため、最善の経営方針を立案し、その実現に向け、お客さまのニーズに即対応できる体制の構築と、社員教育を通して人材の育成に努めています。また、健全な財務運営と社会から信頼・信用される企業としての組織体制の強化と発展のために、更なる経営の効率化をはかり、事業環境に即した社内規程の整備に努めると共に、コンプライアンスの一層の徹底に取り組んでいます。ディスクロージャー資料の策定についても、スピード感をもって対応するよう努めてまいります。

(2) 経営戦略等

当社は「お客さまに、商品先物取引に係わるすべてのサービスを誠実に提供する企業をめざす」という企業理念の下、昭和60年より電話や訪問による無差別勧誘を禁止した営業モデルを確立し、現在に至っては、新聞広告やネット広告による社会認知の向上と信用の醸成、24時間体制の情報提供、パソコンによるチャート分析、毎月のセミナー開催、当社ウェブサイトへの金投資コラムの掲載、金地金サービスの強化など、金を中心とした情報サービスを推進してまいりました。今後も、金を資産運用として誰もが安心して取引して頂けるよう「信用とサービス」で誠実に応え、「金の第一」という知名度をさらに向上させていく考えであります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の主力事業は商品先物取引業であり商品市場や為替市場等の相場環境の動向が収益に大きな影響を与える傾向があるため適正な収益目標を立てることは困難であります。健全な財務基盤を確保するという観点から、商品先物取引業を営む会社の健全性や安全性を表す指標である純資産額規制比率を改善し充実させることに取り組んでおります。

(4) 経営環境および対処すべき課題

商品先物取引業を取り巻く環境は、世界的な経済の安定が観測されることによるリスクオンの影響を受け、リスク回避手段の主役である「金」へのニーズ低下から国内外ともに低ボラティリティの状態が続いており、国内商品取引所における出来高も総じて減少するなど厳しい状況にあります。

しかしながら当社は、引き続き国内商品先物市場の資産運用の場としての有用性を基に、その成長と発展の担い手として、業績向上と安定的収益の基盤となる「新規顧客の創造」と「預かり資産の拡大」並びに「利益機会と判断材料の提供」をいかに実践し、お客さまの利益に資するかが重要な課題であると考えております。

直近における米中貿易戦争から懸念される世界同時不況など先行きが見えない国際情勢、国内では目前に控えた消費増税とリスクオフへの流れが顕在化する中、当社へ資料請求されるお客さまや金地金を売買されるお客さまの数が依然として衰えていないことからしても、資産運用としての「金」投資ニーズはまだまだ大いにあると考えております。

当社としましては今後とも、潜在的なニーズを掘り起こすべく、より戦略的な広告展開により「金投資」および「商品先物取引」の魅力と優位性を広く社会に訴え、一人でも多くのお客さまが商品先物取引に参加いただけるよう「信用とサービス」を駆使して応えてまいります。

なお、2020年度上半期を目標に創設される総合取引所に向けた対応は円滑に進めてまいりますが、新たに市場参入する企業とのサービス競争に備えて、以下の重点策を実行してまいります。

(1) お客さま本位に立脚した営業体制の確立

- ・お客さま目線をより重視した営業推進の実行
- ・お客さまのニーズやマーケットの動向をよりの確に捉えた提案営業の実行

(2) 利益チャンスの提供体制の確立

- ・お客さまの金投資ニーズに応えるサービスの提供
- ・お客さまの資産運用に資する情報発信およびサポート体制の強化
- ・営業員のサービスパーソンとしてのスキルアップと教育研修の充実

(3) 内部管理態勢の強化

- ・コーポレートガバナンス体制の監視・監督機能の実効の向上
- ・役職員のより高度な倫理観を育成するためのコンプライアンス研修の実行

当社としましては、何よりもお客さまの利益を優先し、そのためのサービス提供に全力で取り組むことで、当社の収益力を強化し、企業価値の向上を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

商品先物取引に係る事業等のリスク

商品先物市場の取引は商品先物取引法（以下、法という）に基づき、各取引所において規定された制度及びルールにより行われております。また、法により、主務大臣の許可を受けたもの（商品先物取引業者）のみが、商品先物取引の受託（お客様の注文の仲介）を行うことができます。従いまして、商品先物取引業者特有の事業等のリスクが存在いたします。

許可の取り消し

当社は商品先物取引業者として、農林水産省及び経済産業省所轄の取引所における上場商品の受託を行っております。当社が法はもとより、制度及びルールに抵触する行為を為した場合、主務大臣により、許可を取り消される場合があります。

また同様な事由で、定期的な、または法改正等による特別な許可更新の際に、許可の更新が受けられない場合があります。その場合には、当社は商品先物取引の全部または一部の受託をすることができなくなります。

違約

各取引所の各上場商品は経済的、政治的要因等によって価格を上下させ、市場の参加者は日々、帳入差金及び約定差金（以下、場勘定という）の清算（受け払い）を翌日（T + 1）で行います。何らかの原因により取引所に対しての支払が滞った場合（違約）、法により即刻市場から退場しなければなりません。違約が起る可能性としては、当社として委託に係る取引によるものであれ、自己の計算によるものであれ、支払資金の不足による場合、及び可能性は低いもののシステム障害等、不慮の事故による場合が想定されます。これまでの違約発生事例（違約を起こした企業は全て廃業または倒産しております）では清算資金不足の場合だけであります。

行政処分

行政処分のうち収益に多大な悪影響を及ぼすケースとして、長期に亘る商品先物取引業の停止処分が想定されます。短期の場合、社会的信用等の問題を別にすれば、収益に対する影響は軽微なものと思われるのですが、監督官庁が極めて悪質なルール違反等があると認定した場合には数ヶ月（実態上は、許可の取り消しと同等の重い処分）という事例があります。

過怠金

当社は商品先物取引業者の自主規制団体である日本商品先物取引協会に加盟しておりますが、業界としての自主規制ルール（加盟各社はそのルールに準拠した社内規程である受託業務管理規則を制定しております）に抵触した場合、過怠金の支払いを命じられる場合があります。十分な説明を行わず多大な取引をさせたり、公金取扱者と知りながら資金に見合わない取引をさせたりした場合等、受託業務管理規則を遵守せず、不当な勧誘や取引をさせた場合には、数百万円から数千万円の制裁を受けることになります。

紛議

当社はお客様第一主義を掲げ、無理な勧誘や取引の強要等を行わないよう、日々の業務指導は勿論のこと、階層別集合研修開催時においてもコンプライアンスとお客様の主体性を尊重するよう従業員を統制、指導しておりますが、基本的に法令、受託業務管理規則等に沿った取引であっても、現場において意思疎通を欠いたり、行き違いがあったりすると、お客様の苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、費用が発生する場合があります。

訴訟

平成31年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が15件（請求額878,020千円）となっております。

法的規制等について

平成17年5月の改正商品取引所法、また平成23年1月の商品先物取引法の施行によって、制度やルールが変更され、規制強化の方向が打ち出されております。収益構造やコンプライアンスに対して、より緻密な経営が求められる現状であると認識しております。また、変更される制度やルールに対する迅速な対応として社内の管理体制、諸制度等の整備が必要であると同時に、企業統治の面からも、経営監視機能の強化が求められるものと考えております。

これまで改正の法及び各種制度・ルールの内容については、当社の経営や営業方針を大きく変更させるものではないと認識しておりますが、今後の展開によっては当社の経営成績に影響が出る場合があります。

また、当社は、商品先物取引法及び同施行規則に基づき、純資産額規制比率による制限が設けられています。純資産額規制比率とは、純資産額の、商品デリバティブ取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する比率であります。

当社の純資産額規制比率は平成31年3月末現在480.7%ですが、120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品先物取引業者に対し商品先物取引業の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品先物取引業者の許可を取り消すことができるとされています。

当社の主力商品について

当社は貴金属を中心に業を展開しております。そのため貴金属、とりわけ金市場の値動きが乏しい場合や金に対する投資家、投機家の関心が後退した場合、受取手数料への影響が軽微では済まないリスクが想定されます。

当社の商品先物市場における当期受取手数料3,394百万円のうち、金を中心とした貴金属の受取手数料は3,384百万円と99.7%を占めております。

重要事象等について

当社は、第44期1,332百万円、第45期716百万円、第46期145百万円、第47期327百万円の営業損失を計上いたしました。広告宣伝費や人件費などで削減に努めたものの、商品先物取引事業の収益面の減少から営業損失が続いており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況となっております。当該重要事象等を解消、改善するための対応策は、「3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 重要事象等について」に記載のとおり、収益構造の改革と業績の回復を実現するための対応策を策定しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当期における我が国経済は、今後の日銀金融政策の行方や人口減少による国力への影響などが懸念される中、極めて緩和的な金融環境や政府支出による下支えの下で第四次産業革命とも言える技術革新により労働生産性向上もかなり進んできましたが、これまでの景気の緩やかな回復は減速の兆しが見え始めています。

世界経済は景気に陰りが見え始めており、英独仏の政権弱体化に伴う欧州情勢の不安定化や、中東・北朝鮮の地政学的リスク、さらには中国の景気減速や米中貿易摩擦激化、英国のEU離脱問題の混迷により、世界経済全体の停滞が強く懸念される展開となっており、米国や欧州の中央銀行は引締めを解除しつつあります。

国内商品先物市場の主力商品である金の市況につきましては、4月から5月は値動きが小さく、6月からは金の需要減退見通しや米FRBの利上げ懸念に加え、海外ヘッジファンドによる売りも重なり、国内外で金価格が下落傾向となり、8月には1グラム4,100円台まで下落しました。10月以降は米中貿易摩擦やサウジ情勢などによる世界的な株価急落を受け、安全資産としての金の魅力が高まり、米FRBの利上げ懸念が遠のいたことから価格が上昇し、2月には1グラム4,700円台まで値上がりしました。また、同じく主力商品であるドバイ原油は原油ETNの残高減少による影響もあって売買高が低迷し、白金については独自材料の少なさから売買高がそれほど伸びず、限日取引の人気低下も進んでおり、当期における国内商品取引所の売買高は4,262万枚で、前期比17.1%の減少となりました。

このような市場環境の中で、当社の主力商品である金標準取引の当期における委託売買高は28万枚で前期比12.9%の減少となりました。特に、6月から8月にかけては金相場下落によって当社の預かり資産は減少し、売買高は落ち込みました。下半期に入って金相場が上昇基調に転じて当社預かり資産は回復に向かいましたが、上半期の落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。当社の準主力商品である白金標準取引についても売買高を伸ばせなかったことから、全商品の委託売買高は38万枚で前期比13.5%の減少となりました。

この結果、当期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当期末の資産合計は、前期末に比べ5,045百万円減少し、18,436百万円（前期比21.5%減）となりました。

当期末の負債合計は、前期末に比べ4,731百万円減少し、12,975百万円（前期比26.7%減）となりました。

当期末の純資産合計は、前期末に比べ314百万円減少し、5,461百万円（前期比5.4%減）となりました。

b. 経営成績

当期の経営成績は、営業収益3,538百万円（前期比13.2%減）、営業損失327百万円（前期は145百万円の損失）、経常損失285百万円（前期は13百万円の損失）、当期純損失310百万円（前期は41百万円の損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期に比べ23百万円減少し、当期末には2,480百万円となりました。なお、当期におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期において営業活動の結果支出した資金は27百万円（前期末6百万円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純損失を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期において投資活動の結果得られた資金は11百万円（前期末15百万円の収入）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期において財務活動の結果支出した資金は7百万円（前期末16百万円の支出）となりました。これは主にリース債務の返済による支出等によるものであります。

商品先物取引関連事業

イ．当事業年度における営業収益は次のとおりであります。

1) 受取手数料

区分	金額（千円）	前年同期比（%）
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	218	460.5
農産物・砂糖市場	846	59.9
貴金属市場	3,384,240	85.8
ゴム市場	5,448	74.3
石油市場	1,276	93.1
小計	3,392,031	85.8
現金決済先物取引		
石油市場	2,120	89.4
小計	2,120	89.4
商品先物取引計	3,394,152	85.8
合計	3,394,152	85.8

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．委託者の実現損益や含み損益は、対象商品の価格の変動によって左右されるべきものであります。

2) 売買損益

区分	金額（千円）	前年同期比（%）
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	3,107	-
小計	3,107	-
商品先物取引計	3,107	-
商品売買損益	140,890	114.9
合計	143,997	120.7

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ．当社の商品先物取引の売買高に関して当事業年度の状況は次のとおりであります。

1) 商品先物取引の売買高の状況

市場	委託(枚)	前年同期比(%)	自己(枚)	前年同期比(%)	合計(枚)	前年同期比(%)
現物先物取引						
農産物市場	31	387.5	-	-	31	0.0
農産物・砂糖市場	554	54.5	-	-	554	54.5
貴金属市場	372,935	86.6	8,845	129.9	381,780	87.3
ゴム市場	2,758	73.5	-	-	2,758	73.5
石油市場	684	93.3	-	-	684	93.3
小計	376,962	86.5	8,845	10.4	385,807	74.1
現金決済先物取引						
石油市場	1,156	90.4	-	-	1,156	90.4
小計	1,156	90.4	-	-	1,156	90.4
合計	378,118	86.5	8,845	10.4	386,963	74.1

(注) 1. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

取引所名	銘柄名	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)		当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合(%)	委託売買高 (枚)	割合(%)
東京商品取引所	金	324,336	74.2	282,356	74.7
東京商品取引所	白金	104,726	24.0	89,526	23.7
東京商品取引所	ゴム(RSS3)	3,751	0.9	2,700	0.7
東京商品取引所	原油	1,279	0.3	1,156	0.3
東京商品取引所	銀	781	0.2	631	0.2
東京商品取引所	ガソリン	522	0.1	513	0.1
東京商品取引所	とうもろこし	829	0.2	436	0.1
東京商品取引所	パラジウム	557	0.1	422	0.1
東京商品取引所	灯油	211	0.0	171	0.0
東京商品取引所	小豆	40	0.0	99	0.0

2. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、とうもろこし1枚は50tというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

八．当社の商品先物取引に関する売買高のうち当事業年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

1) 商品先物取引の未決済建玉の状況

市場	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	3	150.0	-	-	3	150.0
農産物・砂糖市場	60	22.5	-	-	60	22.5
貴金属市場	24,091	56.5	3	150.0	24,094	56.5
ゴム市場	29	14.9	-	-	29	14.9
石油市場	15	51.7	-	-	15	51.7
小計	24,198	56.1	3	150.0	24,201	56.1
現金決済先物取引						
石油市場	34	113.3	-	-	34	113.3
小計	34	113.3	-	-	34	113.3
合計	24,232	56.1	3	150.0	24,235	56.2

(注) 未決済建玉数は、未決済の売建玉枚数と買建玉枚数の合計であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたりまして、会計記録が適切であり、当社の役員及び内部統制上重要な役割を有する従業員による、財務諸表に重要な影響を与える違法または不正な行為がないことを十分に調査し、当社監査人たる海南監査法人に必要な帳簿、証憑等を提示しております。

また、時価が著しく下落した有価証券及び実質価値が著しく下落した市場価格がない株式及び評価額が著しく下落した不動産につきましては、必要な減損処理をすると共に、取り立て不能のおそれのある債権につきましては、必要と認められる額の引当金を計上しております。

さらに、無担保未収金や貸付金について債務者と取り交わした弁済計画書等による回収予定が滞った場合等は適宜、引当金の追加計上を行う考えであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

当期末の総資産は、保管有価証券の減少(1,193百万円)や委託者差金の減少(2,314百万円)などにより、5,045百万円減少し、18,436百万円(前期比21.5%減)となりました。

負債は、主に預り証拠金の減少(3,152百万円)などにより、4,731百万円減少し、12,975百万円(前期比26.7%減)となりました。

純資産合計は、当期純損失310百万円を計上等により314百万円減少し5,461百万円(前期比5.4%減)となりました。

2) 経営成績

受取手数料が3,394百万円(前期比14.2%減)と伸び悩み、営業収益は3,538百万円(前期比13.2%減)となりました。

広告宣伝費や人件費等の削減に努めましたが営業収益減少分を補うまでには至らず、営業損失は327百万円(前期は145百万円の損失)となりました。

営業外収益の残余資産分配金13百万円などがあり、経常損失は285百万円(前期は13百万円の損失)となりました。

商品取引責任準備金の戻入額と繰入額との差引分が約4百万円の損失となるなど、当期純損失は310百万円(前期は41百万円の損失)となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当期のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績に重要な影響を与える要因としましては、当商品先物業界において平成17年5月の改正商品取引所法により、制度やルールが大幅に変更され、規制強化の方向が打ち出されたことが挙げられます。そして平成19年9月の改正商品取引所法の施行を経て、平成21年7月には商品取引所法が商品先物取引法に改定され、三段階に分けて施行されることとなりました。平成23年1月に施行された商品先物取引法においては不招請勧誘の禁止等が織り込まれ、平成27年6月の改正商品先物取引法施行規則の施行により一部規制緩和が行われたものの、各商品先物取引業者は今まで以上に法令・諸規則の理解を深めるとともに、より高いレベルの内部監査体制が求められると考えております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社は健全な財務基盤の確保を重視しております。運転資金及び設備資金全般につきましては、主に内部資金から資金調達をしております。なお、当期末日現在における借入金の残高はありません。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

商品先物取引業者は、商品先物取引法の定めに基づき、純資産額規制比率を120%以上に保つことが義務付けられています。商品市場における相場等に係る変動その他の理由により、商品先物取引業者の財務状況が急激に悪化等した場合においても、商品先物取引業者の経営の安定性確保、顧客保護の観点から、リスクに見合った純資産額を維持しなければなりません。当社におきましては、収益力を強化することで純資産額を増加させ、適正以上の純資産額を維持するよう努めてまいります。

重要事象等について

当社は、第44期1,332百万円、第45期716百万円、第46期145百万円、第47期327百万円の営業損失を計上いたしました。広告宣伝費や人件費などで削減に努めたものの、商品先物取引事業の収益面の減少から営業損失が続いており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況となっております。

このような状況を早期に脱却するため、次のような施策を講じてまいります。

まずは、ソーシャルメディアの活用と広告宣伝の積極的な展開により顧客基盤の拡大を推し進めてまいります。次に、お客さま目線をより重視した営業推進体制とお客さまのニーズやマーケットの動向をよりの確に捉えた質の高い提案営業を確立することで、お客さま本位に立脚した営業体制の構築を図ってまいります。また、お客さまのあらゆるニーズに応える属性に応じた適切なサービスの提供と、お客さまの資産運用に資する情報発信およびサポート体制の強化を図ることで、お客さまの利益チャンスの提供体制を構築してまいります。

一般管理費につきましては、横浜支店および埼玉支店を令和元年6月28日付にて廃止することを決定しており、また役員数の削減および報酬の一部カットを行うことで更なる経費削減に努めてまいります。

以上のことを精力的かつ効果的に取り組んでまいりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期は重要な設備投資はありません。

なお、当期中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

また、当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載していません。

2【主要な設備の状況】

当社は国内に13ヶ所の事業所を有しております。

平成31年3月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）
		建物 （千円）	車両 （千円）	土地 （面積㎡）	合計 （千円）	
本社（・本店） （東京都渋谷区）	営業設備	82	1,132	- （-）	1,215	102
大阪支店 （大阪府大阪市中央区）	同上	0	314	- （-）	314	31
日本橋支店 （東京都中央区）	同上	0	1,366	- （-）	1,366	16
新宿支店 （東京都新宿区）	同上	0	0	- （-）	0	19
千葉支店 （千葉県千葉市中央区）	同上	0	1,018	- （-）	1,018	11
名古屋支店 （愛知県名古屋市東区）	同上	0	854	- （-）	854	14
その他の支店	同上	0	2,368	- （-）	2,368	65

（注）帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

特に記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,128,000
計	50,128,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成31年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和元年6月28日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	16,227,207	16,227,207	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	16,227,207	16,227,207	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成17年12月21日 (注)	902	16,227	293,150	2,693,150	293,150	2,629,570

(注) 有償第三者割当 902千株

発行価格 650円

資本組入額 325円

主な割当先 本田忠、村崎稔、ニシキ商事(株)他

(5) 【所有者別状況】

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	35	16	15	3,900	3,988	-
所有株式数(単元)	-	309	8,825	18,423	845	504	133,344	162,250	2,207
所有株式数の割合(%)	-	0.19	5.44	11.36	0.52	0.31	82.18	100	-

(注) 1. 自己株式789,942株は、「個人その他」7,899単元、「単元未満株式の状況」42株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成31年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
本田 忠	長崎県長崎市	2,266	14.68
株式会社ムラサキ	東京都世田谷区奥沢2-31-15	1,546	10.01
第一商品社員持株会	東京都渋谷区神泉町9-1	922	5.98
村崎 稔	東京都世田谷区	486	3.15
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	316	2.05
本田 求	兵庫県芦屋市	219	1.42
中村 愛弓	東京都世田谷区	216	1.40
竹村物産株式会社	東京都江戸川区西葛西8-18-14	199	1.29
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	193	1.25
片岡 正繁	滋賀県草津市	176	1.14
計	-	6,541	42.37

(注) 上記主要株主の本田忠氏は、平成30年9月24日に逝去されましたが、平成31年3月31日現在、名義書換手続未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 789,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,435,100	154,351	-
単元未満株式	普通株式 2,207	-	-
発行済株式総数	16,227,207	-	-
総株主の議決権	-	154,351	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数20個)が含まれております。

【自己株式等】

平成31年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町 9番1号	789,900	-	789,900	4.87
計	-	789,900	-	789,900	4.87

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ()	-	-	-	-
保有自己株式数	789,942	-	789,942	-

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題として認識し、財務内容及び今後の事業展開を勘案しつつ、安定的配当を継続して行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回、期末に行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、業績の回復の遅れを踏まえ検討した結果、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。次事業年度以降、早期に業績回復を図り、速やかに復配の実現を目指す所存であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、商品先物取引を基盤として業務を営んでおります。商品先物取引については、現在、農林水産省及び経済産業省の管轄下であり、「商品先物取引法」によって営業行為等が規制されております。従いまして当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、一般的な企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、随時、的確に対応すべき内部監査体制の構築が必要であると認識しております。上記の理由から、当社はとりわけコンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要 及び 当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨、定款に定めております。

a．取締役会

取締役会は、重要な経営判断を行うために設置され、法令または定款に定める決議事項および社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。取締役は株主総会にて選任され、提出日現在11名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外取締役1名含む、代表取締役社長は正垣達雄）で構成されております。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。

b．監査役

監査役は、取締役の職務執行を監査し企業の健全性を確保するために設置されています。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により監査を行うことができます。監査役は株主総会にて選任され、提出日現在4名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外監査役2名含む）となっております。

c．監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。ただし各監査役の権限の行使を妨げることはできません。監査役会は全ての監査役で組織され、その決議により監査役の中から議長を定めます。中立性保持のため、その半数以上が社外監査役でなければなりません。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。

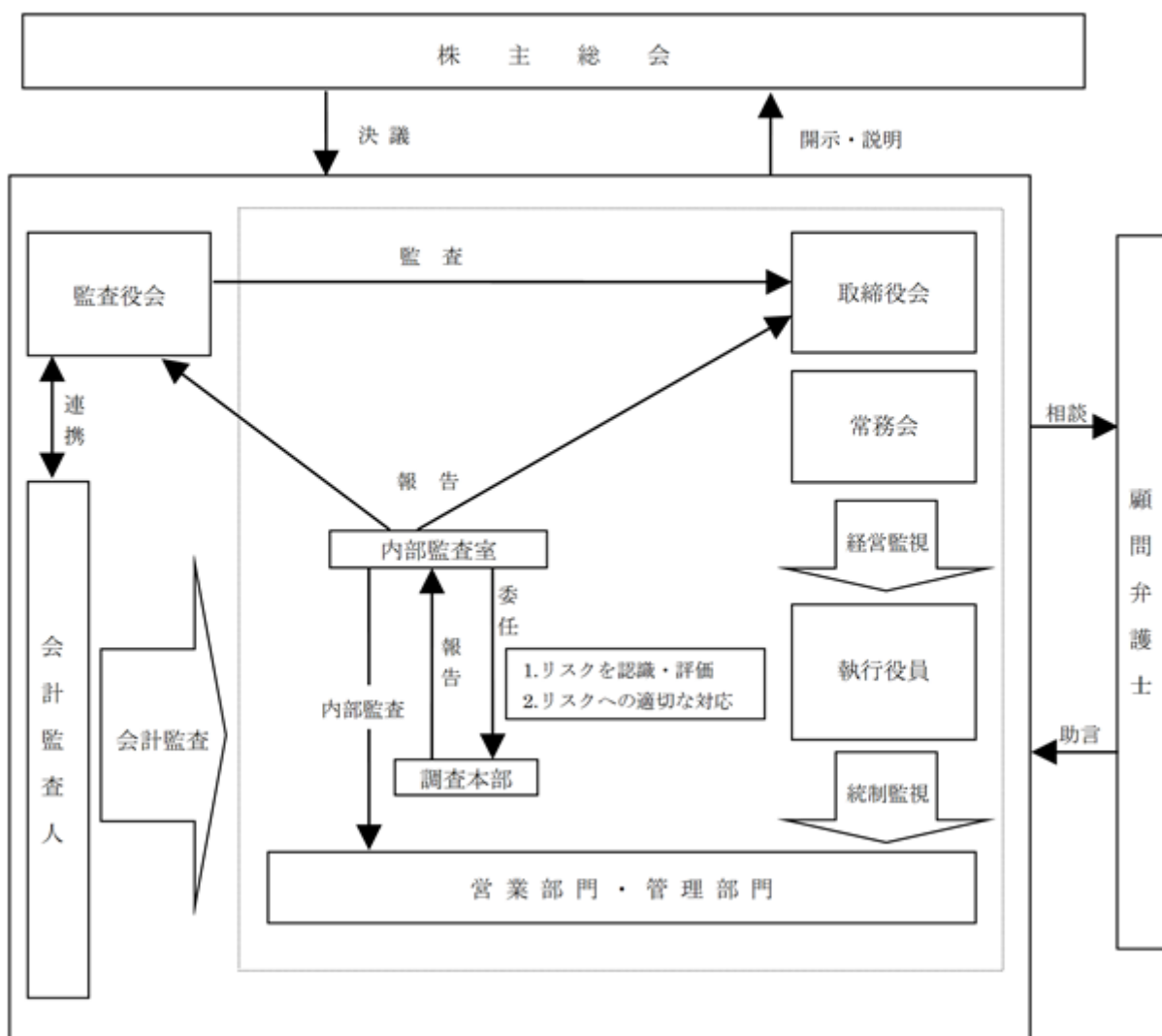
d．会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、海南監査法人が就任しております。会計監査人は株主総会にて選任されます。主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務・権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行っております。

ロ．当該体制を採用する理由

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の機関として重要な位置づけと捉え、取締役会は会社の業務執行を執行役員に一部委任し、その監督をすることで業務の適正化をはかるべく考えており、これらの体制を採用しております。また監査役制度を採用することにより適正な経営監視機能を有することが可能となり、さらに内部監査、会計監査及び社外役員選任により企業統治体制を一層強化できるものと考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見・改善して業務の適正化をはかり、各部門間の明確な相互牽制機能を持たせております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門であります。社長または内部監査室の委任を受け、内部監査を代行する機能も付与されております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。また、当社は取締役の解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

ヘ．取締役会で決議できることとしている株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。ただし当社の定款を変更する決議は、法令による別段の定めあるときを除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 15名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	正垣 達雄	昭和35年10月21日生	昭和61年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 平成22年7月 当社常務取締役 平成23年2月 当社I R担当 当社企画本部長 平成25年4月 当社専務取締役 当社管理総合本部長 当社業務本部長 平成26年4月 当社業務本部長 平成26年11月 当社管理総合本部長 平成27年10月 当社代表取締役専務 平成28年10月 当社代表取締役社長 (現任)	注3	13
取締役副会長 I R担当兼 調査本部担当	山中 教史	昭和36年7月22日生	昭和61年4月 当社入社 平成23年2月 当社執行役員 平成23年6月 当社取締役 平成24年1月 当社常務取締役 当社営業総合本部長 平成24年7月 当社代表取締役専務 平成25年9月 当社代表取締役副社長 平成26年4月 当社代表取締役社長 平成27年10月 当社取締役副会長(現任) 当社I R担当(現任) 平成28年10月 当社調査本部担当(現任)	注3	21
常務取締役 業務本部長兼 業務システム部長	當野 忍	昭和38年11月1日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年7月 当社執行役員 平成23年2月 当社第三営業本部長 平成23年6月 当社取締役 平成23年7月 当社第三営業本部長 大阪第二支店長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 平成24年7月 当社第二営業本部長 平成25年3月 当社営業推進部長 平成25年4月 当社常務取締役(現任) 当社第三営業本部長 平成25年6月 当社商品事業本部長 第一本部長兼営業推進部長 平成26年7月 当社営業総合本部長 平成27年10月 当社穀物事業部担当 平成27年11月 当社F X事業本部長 平成28年4月 当社人材開発・教育担当 平成28年10月 当社業務本部長(現任) 平成30年7月 当社業務システム部長 (現任)	注3	25

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 調査本部長兼 顧客審査部長兼 顧客管理部長	武田 仁	昭和30年1月6日生	昭和53年4月 西王商事(株)(あしたば商品 株)入社 平成14年4月 吸収合併に伴い当社移籍 平成14年6月 当社執行役員 平成15年10月 当社第四営業本部長 平成19年11月 当社第三営業本部長 平成22年6月 当社投資相談本部長 平成22年9月 当社外国為替事業本部担当 平成24年7月 当社調査本部副本部長 平成24年12月 当社調査本部長(現任) 当社顧客審査部長(現任) 当社顧客管理部長(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成25年7月 当社常務取締役(現任)	注3	20
取締役 経営企画室担当	鈴木 建直	昭和42年11月7日生	昭和61年4月 ダイハツ工業(株)入社 平成元年10月 大倉商事(株)入社 平成元年11月 当社入社 平成19年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年2月 当社第二営業本部長 平成23年7月 当社投資相談本部長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 当社日本橋支店長 平成24年7月 当社名古屋支店長 平成25年4月 当社第二営業本部長 平成25年6月 当社第二本部長 平成29年4月 当社本店長 平成30年12月 当社経営企画室担当 (現任)	注3	6
取締役 第二本部長	三谷 正志	昭和45年2月3日生	平成4年3月 当社入社 平成18年12月 当社大阪第一支店長 平成25年6月 当社第三本部長 大阪支店長 平成25年12月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年7月 当社営業推進部長 平成29年4月 当社第二本部長(現任)	注3	41

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 第一本部長	新美 鹿次郎	昭和47年9月24日生	平成7年3月 当社入社 平成17年10月 当社千葉支店長代行 平成23年2月 当社新宿第一支店長 平成25年6月 当社第二本部副本部長 平成26年5月 当社執行役員 平成26年9月 当社第一本部副本部長 平成27年1月 当社第一本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	注3	11
取締役 内部監査室長	木村 学	昭和36年11月19日生	昭和57年4月 (株)富士化学入社 昭和60年5月 大倉商事(株)入社 平成元年11月 当社入社 平成2年1月 大倉商事(株)入社 平成2年4月 当社入社 平成15年10月 当社本店第二本店長 平成24年7月 当社執行役員 平成26年7月 当社FX事業本部長 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年11月 当社大阪FX統括部長 平成28年4月 当社大阪投資相談部統括部長 平成28年10月 当社大阪投資相談部長 平成29年4月 当社本店投資相談部長 平成30年4月 当社内部監査室長(現任)	注3	12
取締役 経理本部長	前川 邦彦	昭和40年12月21日生	平成元年4月 日興証券(株)入社 平成7年1月 当社入社 平成14年10月 当社経理部課長 平成19年8月 当社経理部次長 平成20年2月 当社総務本部副本部長 平成20年7月 当社執行役員総務本部副本部長兼経理部長 平成23年7月 当社経理本部長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任)	注3	1
取締役 総務本部長兼 広報・IR部長	岡田 義孝	昭和36年2月6日生	昭和54年4月 (株)大阪都ホテル入社 昭和55年10月 大倉商事(株)入社 平成2年5月 当社入社 平成11年5月 当社大阪分室総務経理部課長 平成19年8月 当社総務部課長 平成20年4月 当社総務部次長 平成23年7月 当社総務本部長兼総務部長 平成25年4月 当社執行役員総務本部長 平成27年4月 当社総務本部長兼株式部長 平成27年10月 当社総務本部長兼業務本部長代理兼株式部長 平成28年10月 当社総務本部長兼株式部長 平成29年4月 当社総務本部長兼広報・IR部長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任)	注3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	中島 文隆	昭和29年11月19日生	昭和49年1月 当社入社 平成13年7月 萬成プライムキャピタル フューチャーズ(株)入社 平成14年4月 ベストコモディティ(株)転属 平成15年7月 (株)グランリッツ入社 平成17年12月 米常商事(株)入社 平成19年4月 コスモ物流(株)入社 平成19年7月 インタートレーディング(株) 入社 平成22年12月 功洋(株)入社 平成23年4月 南蛮亭入社 平成23年10月 (株)イーネット入社 平成25年7月 (株)未来都入社 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年10月 (有)クローバー・アドヴァン ス入社	注3	-
常勤監査役	左海 博夫	昭和29年8月25日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年8月 当社総務部兼人事部長代理 平成24年7月 当社人事本部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年11月 当社内部監査室長 平成27年6月 当社監査役(現任)	注4	19
常勤監査役	浅野 信行	昭和30年4月5日生	昭和53年4月 東京第一商品(株)入社 昭和54年9月 合併に伴い当社移籍 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 当社常務取締役 当社営業総合本部長 平成20年10月 当社調査本部長 平成22年2月 当社経営企画本部長 平成23年2月 当社第一営業本部長 平成24年1月 当社東京中央支店長 平成24年4月 当社取締役 当社投資相談部長 平成25年4月 当社穀物事業部長 平成25年6月 当社FX事業本部長 平成26年7月 当社第一本部長 当社本店第二本店長 平成26年9月 当社投資相談部長 平成27年3月 当社埼玉支店長 平成29年4月 当社経営企画室担当 平成29年6月 当社監査役(現任)	注5	12
監査役	中安 博司	昭和30年8月7日生	昭和52年7月 (株)KAA総合計画事務所入社 昭和56年4月 (株)結設計入社 平成6年3月 建設工房N設計設立 平成17年6月 当社監査役(現任)	注6	-
監査役	檜原 俊一	昭和11年9月18日生	昭和30年4月 (株)谷商店入社 昭和46年4月 松下開発(株)入社 平成2年4月 北星建設(株)入社 平成7年4月 土塚建設(株)入社 平成9年4月 富国警備保障(株)入社 平成23年6月 当社監査役(現任)	注6	-
計					187

- (注) 1. 取締役中島文隆は、社外取締役であります。
2. 監査役中安博司及び檜原俊一は、社外監査役であります。
 3. 令和元年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4. 令和元年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

提出日現在において、当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役中島文隆氏につきましては、他業種に携わってきた豊富な経験と幅広い見地を有しており、独立した立場で監督し、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役中安博司氏につきましては、設計事務所を経営されている方で、経営に係わる専門知識と豊富な実績を有しており、当社経営の透明性の実現等、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役檜原俊一氏につきましては、危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を有しております。その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査をしていただいております。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的关系、または取引関係、その他の利害関係はありません。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を設けておりませんが、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、取締役会等において、状況に応じ内部監査室、監査役および会計監査人と情報交換等を行うなど、相互に連携して職務にあたります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査は提出日現在4名(常勤監査役2名および非常勤監査役(社外監査役)2名)で実施しております。監査役会として期末における監査報告書及び各四半期末における会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

内部監査の状況

内部監査は内部監査室(提出日現在3名)を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行うとともに、必要に応じて業務に関連する部署等が社長の指示によりその機能を分担することで、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。なお、内部監査等の結果については、監査実施後、報告書を作成し、取締役及び監査役に回覧等を行います。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

海南監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 仁戸田 学

指定社員・業務執行社員 高島 雅之

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

d. 監査法人の選定方針と理由

当該方針については定めておりませんが、会計監査人としての監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを監査役会等にて審議しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

f. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
21	-	21	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当該方針については定めておりません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬の総額については、平成19年6月28日開催の第35期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額350,000千円としております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役の報酬額の決定は取締役会に委ねられております。

また、当社の監査役の報酬の総額については、平成12年6月29日開催の第28期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額30,000千円としております。各監査役の報酬額は、監査役会における協議により決定しております。

当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目的的にならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	164,712	163,812	900	11
監査役 (社外監査役を除く。)	15,900	15,900	-	2
社外役員	4,800	4,800	-	3

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

区分基準は特に定めておりませんが、当社は主に業務上の関係を有する企業に限定して非上場株式を保有しており、また機動的な売却もできないため、これらを純投資目的以外の目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的である投資株式と考えるケースが多くなります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の保有はないので、取締役会での検証は特に行ってはありません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	62,048
非上場株式以外の株式	-	-

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	11	23,176	11	28,612

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	614	-	9,809

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

商品先物取引業の固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」及び「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

なお、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構が主催する研修会等へ参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 2,934,075	1 2,910,686
委託者未収金	2 57,925	2 48,436
売掛金	-	49,464
商品	598,270	623,749
貯蔵品	2,279	1,830
前払費用	61,112	59,820
保管有価証券	1 3,618,815	1 2,425,373
差入保証金	9,822,089	8,880,051
委託者差金	3 3,639,742	3 1,325,408
未収入金	399,834	233,775
その他	199,522	6,922
貸倒引当金	86	133
流動資産合計	21,333,580	16,565,382
固定資産		
有形固定資産		
建物	432,380	411,102
減価償却累計額	341,674	328,717
建物(純額)	90,705	82,384
構築物	22,836	22,850
減価償却累計額	22,836	22,850
構築物(純額)	0	0
車両	53,426	51,725
減価償却累計額	42,335	44,669
車両(純額)	11,090	7,055
器具及び備品	48,776	48,803
減価償却累計額	48,776	48,803
器具及び備品(純額)	0	0
土地	371,074	361,430
リース資産	5,213	5,213
減価償却累計額	5,213	5,213
リース資産(純額)	0	0
有形固定資産合計	472,871	450,871
無形固定資産		
電話加入権	0	0
ソフトウェア	0	0
リース資産	0	0
無形固定資産合計	0	0

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	90,660	85,224
出資金	55,350	55,350
長期差入保証金	400,024	400,051
従業員に対する長期貸付金	-	1,930
固定化営業債権	2,597,863	2,585,950
破産更生債権等	4,469,282	4,229,282
長期前払費用	0	0
敷金及び保証金	650,562	640,000
その他	4,973	4,005
貸倒引当金	592,554	581,243
投資その他の資産合計	1,676,162	1,420,551
固定資産合計	2,149,033	1,871,422
資産合計	23,482,614	18,436,805
負債の部		
流動負債		
買掛金	92,606	14,844
リース債務	7,714	4,042
未払金	363,742	78,523
未払費用	31,280	31,373
未払法人税等	42,342	43,462
預り金	11,580	12,342
賞与引当金	35,935	35,192
訴訟損失引当金	3,000	-
預り証拠金	13,108,459	9,956,300
預り証拠金代用有価証券	3,618,815	2,425,373
その他	101,241	92,972
流動負債合計	17,416,717	12,694,427
固定負債		
リース債務	6,982	2,939
繰延税金負債	4,668	3,003
退職給付引当金	255,126	247,637
その他	625	290
固定負債合計	267,402	253,871
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	5,224,444	5,267,791
特別法上の準備金合計	22,444	26,791
負債合計	17,706,563	12,975,090

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,693,150	2,693,150
資本剰余金		
資本準備金	2,629,570	2,629,570
その他資本剰余金	42,501	42,501
資本剰余金合計	2,672,071	2,672,071
利益剰余金		
利益準備金	336,150	336,150
その他利益剰余金		
別途積立金	1,000,000	1,000,000
繰越利益剰余金	689,942	1,000,506
利益剰余金合計	646,208	335,644
自己株式	245,957	245,957
株主資本合計	5,765,473	5,454,908
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,577	6,805
評価・換算差額等合計	10,577	6,805
純資産合計	5,776,050	5,461,714
負債純資産合計	23,482,614	18,436,805

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
受取手数料	1 3,955,546	1 3,394,152
売買損益	2 119,329	2 143,997
営業収益合計	4,074,876	3,538,149
営業費用		
人件費	3 1,828,917	3 1,674,986
広告宣伝費	822,822	680,766
旅費及び交通費	129,276	111,991
取引所関係費	4 65,109	4 56,785
情報通信料	77,146	76,379
通信費	74,408	71,919
器具備品使用料	106,369	101,982
地代家賃	541,369	536,499
減価償却費	35,248	18,226
訴訟関連費用	107,441	110,427
その他	432,442	425,876
営業費用合計	4,220,551	3,865,840
営業損失()	145,675	327,691
営業外収益		
受取利息	97	105
受取配当金	600	614
貸倒引当金戻入額	104,251	10,014
為替差益	-	522
残余資産分配金	-	5 13,894
償却債権取立益	68	-
倉荷証券保管料	20,939	15,358
その他	7,342	2,827
営業外収益合計	133,299	43,337
営業外費用		
支払利息	377	133
為替差損	657	-
敷金償却費	350	350
その他	56	800
営業外費用合計	1,441	1,283
経常損失()	13,817	285,637

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	6,474	65,531
商品取引責任準備金戻入額	137,410	149,491
特別利益合計	137,884	155,023
特別損失		
固定資産除売却損	7,187	75,710
商品取引責任準備金繰入額	135,022	153,838
減損損失	811,438	8,263
会員権評価損	-	967
特別損失合計	146,648	160,779
税引前当期純損失()	22,581	291,393
法人税、住民税及び事業税	19,170	19,170
法人税等合計	19,170	19,170
当期純損失()	41,751	310,564

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	648,190	687,959
当期変動額								
当期純損失（ ）							41,751	41,751
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	41,751	41,751
当期末残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	689,942	646,208

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	245,957	5,807,224	8,994	8,994	5,816,219
当期変動額					
当期純損失（ ）		41,751			41,751
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,582	1,582	1,582
当期変動額合計	-	41,751	1,582	1,582	40,168
当期末残高	245,957	5,765,473	10,577	10,577	5,776,050

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	689,942	646,208
当期変動額								
当期純損失（ ）							310,564	310,564
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	310,564	310,564
当期末残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	1,000,506	335,644

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	245,957	5,765,473	10,577	10,577	5,776,050
当期変動額					
当期純損失（ ）		310,564			310,564
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,771	3,771	3,771
当期変動額合計	-	310,564	3,771	3,771	314,335
当期末残高	245,957	5,454,908	6,805	6,805	5,461,714

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	22,581	291,393
減価償却費	14,465	10,175
減損損失	11,438	263
貸倒引当金の増減額(は減少)	291,473	11,262
賞与引当金の増減額(は減少)	1,924	742
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	47,000	3,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,164	7,488
商品取引責任準備金の増減額(は減少)	2,388	4,346
受取利息及び受取配当金	698	720
支払利息	377	133
為替差損益(は益)	654	522
固定資産除売却損益(は益)	286	178
売掛金の増減額(は増加)	-	49,464
買掛金の増減額(は減少)	34,864	77,762
委託者未収金の増減額(は増加)	26,914	21,401
たな卸資産の増減額(は増加)	6,267	25,479
委託者差金(借方)の増減額(は増加)	2,078,363	2,314,334
差入保証金の増減額(は増加)	2,030,919	942,038
預り証拠金の増減額(は減少)	281,506	3,152,158
預り証拠金代用有価証券の増減額(は減少)	433,644	1,193,442
その他の資産の増減額(は増加)	783,572	1,803,730
その他の負債の増減額(は減少)	286,994	291,736
小計	27,436	8,569
利息及び配当金の受取額	792	720
利息の支払額	377	133
法人税等の支払額	21,760	19,170
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,091	27,153

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,386	2,049
有形固定資産の売却による収入	542	13,402
従業員に対する長期貸付けによる支出	-	2,100
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	-	170
貸付金の回収による収入	8,135	-
敷金及び保証金の差入による支出	238	495
敷金及び保証金の回収による収入	17,986	2,139
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,039	11,067
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,457	111
リース債務の返済による支出	14,954	7,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,411	7,825
現金及び現金同等物に係る換算差額	654	522
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,064	23,389
現金及び現金同等物の期首残高	2,500,011	2,504,075
現金及び現金同等物の期末残高	2,504,075	2,480,686

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年~47年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

6. 営業収益の計上基準

受取手数料

商品先物取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

オプション取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

商品ファンド

取引成立日に計上しております。

売買損益 - 商品先物取引売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ.担保資産

担保資産の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
定期預金	420,000千円	420,000千円

担保資産に対応する債務の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額の総額	420,000千円	420,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	420,000	420,000

ロ.預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
保管有価証券	3,612,489千円	2,425,373千円

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
保全対象財産	- 千円	- 千円

同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
委託者資産保全措置額	980,000千円	- 千円

2 委託者未収金及び固定化営業債権のうち無担保未収金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
無担保未収金	598,035千円	586,218千円

3 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。

この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上でこれらを合計して算出したものであります。

4 前事業年度の投資その他の資産の破産更生債権等のうち、460,000千円については、自己株式(時価464,530千円)を担保として受け入れております。

当事業年度の投資その他の資産の破産更生債権等のうち、220,000千円については、自己株式(時価353,496千円)を担保として受け入れております。

5 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

6 偶発債務

平成30年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が21件(請求額1,153,831千円)となっております。

また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が1件(請求額256,909千円)となっております。

平成31年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が15件(請求額878,020千円)となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

(損益計算書関係)

1 受取手数料の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
商品先物取引	3,953,175千円	3,392,031千円
現金決済取引	2,371	2,120
計	3,955,546	3,394,152

2 売買損益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
商品先物取引	千円	千円
売買損益	3,292	2,859
評価損益	-	248
商品売買損益	122,621	140,890
計	119,329	143,997

3 人件費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
役員報酬	206,952千円	185,412千円
従業員給与	1,256,455	1,152,512
賞与	45,731	51,662
賞与引当金繰入額	35,935	35,192
退職給付費用	54,994	36,130
福利厚生費	228,849	214,077
計	1,828,917	1,674,986

4 取引所関係費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
取引所会費	36,184千円	28,002千円
その他取引所関係費	28,924	28,782
計	65,109	56,785

5 残余資産分配金は、当社が加入していた任意団体が解散したことによる資産の分配金であります。

6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
土地	- 千円	469千円
建物	-	5,061
車両	474	-
計	474	5,531

7 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
土地	- 千円	4,665千円
建物	0	871
車両	187	172
器具及び備品	0	-
計	187	5,710

8 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
大阪支店他	間仕切他	建物、器具及び備品、リース資産(有形)、長期前払費用

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は継続して営業損失を計上しており、車両を除く固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、建物2,727千円、器具及び備品4,939千円、リース資産(有形)1,141千円、長期前払費用2,454千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地175千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

当事業年度(自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
大阪支店	防犯カメラ	長期前払費用

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は継続して営業損失を計上しており、車両を除く固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、長期前払費用98千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地164千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,227,207	-	-	16,227,207
合計	16,227,207	-	-	16,227,207
自己株式				
普通株式	789,942	-	-	789,942
合計	789,942	-	-	789,942

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,227,207	-	-	16,227,207
合計	16,227,207	-	-	16,227,207
自己株式				
普通株式	789,942	-	-	789,942
合計	789,942	-	-	789,942

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	2,934,075千円	2,910,686千円
預入期間から3ヶ月を超える定期預金	420,000	420,000
商品取引責任準備預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	2,504,075	2,480,686

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社及び支店における器具及び備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、商品先物取引を主たる事業としております。

委託者未収金は、商品市場における取引に基づいて発生する委託者に対する未収金であり委託者の信用リスクに晒されております。

委託者からの取引の証拠金は、差入保証金としてアウトハウス型クリアリングハウスである(株)日本商品清算機構へ預託しておりますので、リスクはほとんどないと認識しております。

未収入金は、(株)日本商品清算機構との場勘定、未収委託手数料等であります。

長期差入保証金は、(株)日本商品清算機構等への預託金であります。

未払金は(株)日本商品清算機構との場勘定、未払配当金等であります。

預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券は委託者より取引の証拠金として受け入れたものであります。

委託者差金は、商品取引清算機関を経由して受払いをした委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。発行体の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

出資金は、商品先物取引法により定められているもので、リスクはほとんどないと認識しております。

固定化営業債権は、平成31年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、貸付金等から振り替えたものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社や支店のビルに対するものであります。賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で3年であります。

預り金は、主に従業員に対するものであります。

デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクに関する管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱の定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規程の定める基準の範囲内としております。業務本部長は日々の業務終了時に、市場部等から報告資料の提出を受け、社内規程等を遵守しているか確認しております。

また、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

市場価格の変動リスク以外の市場リスクの影響を受けるその他の金融商品については、各リスク係数の変動に対する感応度の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,934,075	2,934,075	-
(2)委託者未収金	57,925	57,925	-
(3)差入保証金	9,822,089	9,822,089	-
(4)委託者差金	3,639,742	3,639,742	-
(5)未収入金	399,834	399,834	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	28,612	28,612	-
(7)出資金	55,350	55,350	-
(8)長期差入保証金	400,024	400,024	-
(9)固定化営業債権	597,863		
貸倒引当金()	583,272		
	14,591	14,591	-
(10)破産更生債権等	469,282		
貸倒引当金()	9,282		
	460,000	460,000	-
(11)敷金及び保証金	650,562	650,562	-
資産計	18,462,808	18,462,808	-
(1)買掛金	92,606	92,606	-
(2)リース債務(流動負債)	7,714	7,989	275
(3)未払金	363,742	363,742	-
(4)未払法人税等	42,342	42,342	-
(5)預り金	11,580	11,580	-
(6)預り証拠金	13,108,459	13,108,459	-
(7)預り証拠金代用有価証券	3,618,815	3,618,815	-
(8)リース債務(固定負債)	6,982	7,515	533
負債計	17,252,242	17,253,051	808

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,910,686	2,910,686	-
(2)委託者未収金	48,436	48,436	-
(3)売掛金	49,464	49,464	-
(4)差入保証金	8,880,051	8,880,051	-
(5)委託者差金	1,325,408	1,325,408	-
(6)未収入金	233,775	233,775	-
(7)投資有価証券			
その他有価証券	23,176	23,176	-
(8)出資金	55,350	55,350	-
(9)長期差入保証金	400,051	400,051	-
(10)従業員長期貸付金	1,930	1,930	-
(11)固定化営業債権	585,950		
貸倒引当金()	571,961		
	13,989	13,989	-
(12)破産更生債権等	229,282		
貸倒引当金()	9,282		
	220,000	220,000	-
(13)敷金及び保証金	640,000	640,000	-
資産計	14,802,318	14,802,318	-
(1)買掛金	14,844	14,844	-
(2)リース債務(流動負債)	4,042	4,236	193
(3)未払金	78,523	78,523	-
(4)未払法人税等	43,462	43,462	-
(5)預り金	12,342	12,342	-
(6)預り証拠金	9,956,300	9,956,300	-
(7)預り証拠金代用有価証券	2,425,373	2,425,373	-
(8)リース債務(固定負債)	2,939	3,226	286
負債計	12,537,828	12,538,309	480

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)委託者未収金、(3)売掛金、(4)差入保証金、(5)委託者差金、(6)未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(7)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8)出資金、(9)長期差入保証金

商品先物取引法により定められているもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(10)従業員長期貸付金

当社従業員との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であり、回収が可能であるため、時価は当該帳簿価額としております。

(11)固定化営業債権、(12)破産更生債権等

相手先ごとに、回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(13)敷金及び保証金

敷金及び保証金については、本支店の閉鎖予定がなく、賃貸契約期間を見積もることが困難であり、また市場価額がないため、当該帳簿価額としております。

負 債

(1)買掛金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)預り証拠金、(7)預り証拠金代用有価証券
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2)リース債務(流動負債)、(8)リース債務(固定負債)

時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非上場株式	62,048	62,048

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(7)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、ほぼすべてが1年以内の償還予定となっております。なお、満期のある有価証券は保有しておりません。

4. リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
リース債務	7,714	4,042	2,411	528

当事業年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)
リース債務	4,042	2,411	528

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	23,087	7,401	15,685
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	23,087	7,401	15,685
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,525	5,964	439
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,525	5,964	439
合計		28,612	13,366	15,245

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 62,048千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,232	6,817	12,414
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	19,232	6,817	12,414
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,944	6,548	2,604
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,944	6,548	2,604
合計		23,176	13,366	9,809

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 62,048千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前事業年度(平成30年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引 買建	9,040	-	9,060	20
合計		9,040	-	9,060	20

(注) 時価の算定方法

各商品取引所における最終価格によっております。

当事業年度(平成31年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引 売建	14,014	-	13,746	268
合計		14,014	-	13,746	268

(注) 時価の算定方法

各商品取引所における最終価格によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	687,846千円	621,925千円
勤務費用	42,519	35,983
利息費用	1,925	1,927
数理計算上の差異の発生額	16,187	16,442
退職給付の支払額	94,179	41,720
退職給付債務の期末残高	621,925	601,672

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	400,390千円	408,228千円
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の発生額	20,091	3,868
事業主からの拠出額	32,168	27,286
退職給付の支払額	44,421	22,002
年金資産の期末残高	408,228	417,380

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	621,925千円	601,672千円
年金資産	408,228	417,380
	213,696	184,292
未認識数理計算上の差異	49,153	67,683
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	262,850	251,975
退職給付引当金	262,850	251,975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	262,850	251,975

(注) 貸借対照表に計上している退職給付引当金との差異は、確定した債務につき未払金に振替えたものです。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	42,519千円	35,983千円
利息費用	1,925	1,927
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	10,220	1,781
確定給付制度に係る退職給付費用	54,665	36,130

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
債券	59%	57%
株式	38	39
現金及び預金	3	3
その他	0	1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
割引率	0.31%	0.10%
長期期待運用収益率	0.0%	0.0%
予想昇給率	1.00～1.53%	1.00～1.48%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	912,181千円	881,395千円
商品取引責任準備金	6,872	8,203
貸倒引当金	213,192	211,162
退職給付引当金	78,119	75,965
減損損失	113,994	99,863
資産除去債務	20,489	22,944
賞与引当金	11,003	10,775
未払事業税	7,095	7,438
その他	3,601	3,458
繰延税金資産小計	1,366,550	1,321,208
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-	881,395
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	439,812
評価性引当額小計	1,366,550	1,321,208
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4,668	3,003
繰延税金負債合計	4,668	3,003
繰延税金負債の純額	4,668	3,003

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	33,612	-	847,783	881,395
評価性引当額	-	-	-	33,612	-	847,783	881,395
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

賃借契約に関連して支出し、かつ、資産として計上している敷金の一部で、将来の退去時にその発生が見込まれる原状回復費用等相当額については、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)及び当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月31日)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)	本田 忠	投資家	(被所有) 直接 14.68%	当社の債権に対 する第三者のた めの保証等	貸付金の連帯保証 貸付金の質権受入 (注)	460,000	-	-

(注) 主要株主である本田忠氏所有の当社株式2,266千株は、投資その他の資産の破産更生債権等の担保として提供を受けております。

当事業年度 (自平成30年 4 月 1 日 至平成31年 3 月31日)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)	本田 忠	投資家	(被所有) 直接 14.68%	当社の債権に対 する第三者のた めの保証等	貸付金の連帯保証 貸付金の質権受入 (注) 1	220,000	-	-
主要株主 (個人)	村崎 稔	当社顧問	(被所有) 直接 3.15% 間接 10.01%	当社顧問	顧問料 (注) 2	12,000	-	-

(注) 1 . 主要株主である本田忠氏名義の当社株式2,266千株は、投資その他の資産の破産更生債権等のうちの220,000千円に対する担保として提供を受けております。
2 . 顧問料については、経営助言等の顧問契約の内容に基づき、両者協議のうえ決定しております。
3 . 上記取引金額には消費税は含まれておりません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	374円16銭	353円80銭
1 株当たり当期純損失	2円70銭	20円12銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
当期純損失 (千円)	41,751	310,564
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 (千円)	41,751	310,564
期中平均株式数 (千株)	15,437	15,437

(重要な後発事象)

- 1 . 訴訟として、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求が 1 件 (請求額91,676千円) 提訴されております。また、和解が 2 件 (和解額38,500千円) 成立しております。
- 2 . (関連当事者情報) に記載しております破産更生債権等220,000千円については、約定に基づく定例の弁済40,000千円、担保として提供を受けている自己株式2,266千株のうち190千株の市場における売却代金29,064千円による充当、及び 債務者からの期限前一括弁済150,935千円によりその全額を令和元年 6 月20日までに回収しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	432,516	-	21,413	411,102	328,717	4,441	82,384
構築物	22,850	-	-	22,850	22,850	-	0
車両	53,426	2,049	3,750	51,725	44,669	5,734	7,055
器具及び備品	48,803	-	-	48,803	48,803	-	0
土地	371,074	-	9,643 (164)	361,430	-	-	361,430
リース資産	5,213	-	-	5,213	5,213	-	0
有形固定資産計	933,884	2,049	34,807 (164)	901,125	450,254	10,175	450,871
無形固定資産							
電話加入権	0	-	-	0	-	-	0
ソフトウェア	47,412	-	-	47,412	47,412	0	0
リース資産	37,033	-	-	37,033	37,033	-	0
無形固定資産計	84,445	-	-	84,445	84,445	0	0
長期前払費用	1,227	132	98 (98)	1,260	1,260	33	0

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

リース債務の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【引当金及び特別法上の準備金の明細】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	592,640	1,062	1,248	11,076	581,377
賞与引当金	35,935	35,192	35,935	-	35,192
訴訟損失引当金	3,000	26,664	29,664	-	-
商品取引責任準備金	22,444	153,838	149,491	-	26,791

(注) 貸倒引当金の当期減少額の(その他)は、債権の回収に基づく取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	5,119
預金	
当座預金	1,022,141
普通預金	1,462,153
定期預金	420,000
別段預金	1,271
合計	2,910,686

売掛金

相手先	金額(千円)
ICBC Standard Bank Plc.	49,464
合計	49,464

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
-	25,476,517	25,427,053	49,464	99.8	0.3

商品

品目	数量(g)	金額(千円)
金	123,500	566,371
白金	20,000	57,378
合計	143,500	623,749

貯蔵品

区分	金額(千円)
切手及び収入印紙	1,830
合計	1,830

保管有価証券

区分	金額(千円)
商品先物取引	2,425,373
合計	2,425,373

差入保証金

区分	金額(千円)
取引証拠金・自己	10,000
取引証拠金・直接預託	5,089,687
取引証拠金・差換預託	3,780,363
合計	8,880,051

委託者差金

区分	金額(千円)
商品先物取引	1,325,408
合計	1,325,408

買掛金

相手先	金額(千円)
店頭金地金売却顧客3名	14,844
合計	14,844

預り証拠金

区分	金額(千円)
商品先物取引	9,956,300
合計	9,956,300

預り証拠金代用有価証券

区分	金額(千円)
商品先物取引	2,425,373
合計	2,425,373

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(千円)	876,380	1,626,949	2,415,304	3,538,149
税引前四半期(当期) 純損失()(千円)	157,835	317,049	435,016	291,393
四半期(当期) 純損失()(千円)	162,628	326,634	449,394	310,564
1株当たり四半期(当期) 純損失()(円)	10.53	21.16	29.11	20.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期 純損失()(円)	10.53	10.62	7.95	8.99

その他

訴訟として、当社が原告となる損害賠償請求件数が1件(請求額14,299千円)あります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第46期)(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)平成30年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成30年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第47期第1四半期)(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)平成30年8月10日関東財務局長に提出

(第47期第2四半期)(自平成30年7月1日 至平成30年9月30日)平成30年11月9日関東財務局長に提出

(第47期第3四半期)(自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)平成31年2月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成30年10月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

令和元年5月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和元年 6月27日

第一商品株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	仁戸田 学	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高島 雅之	印
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一商品株式会社の平成31年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、第一商品株式会社が平成31年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。